

割賦販売法上の互助会契約の位置づけについて

互助会契約は割賦販売法第2条第6項に規定する「前払式特定取引」の契約の一つ。同項の定義は以下の通り。

【割賦販売法(昭和三十六年法律第百五十九号)(抄)】

(定義)

第二条

6 この法律において「前払式特定取引」とは、次の各号に掲げる取引で、当該各号に定める者に対する商品の引渡し又は政令で定める役務(以下この項、第三十五条の三の六十一、第三十五条の三の六十二、第四十一条及び第四十一条の二において「指定役務」という。)の提供に先立ってその者から当該商品の代金又は当該指定役務の対価の全部又は一部を二月以上の期間にわたり、かつ、三回以上に分割して受領するものをいう。

一 (略)

二 指定役務の提供又は指定役務の提供をすること若しくは指定役務の提供を受けることの取次ぎ 当該指定役務の提供を受ける者

(前払式特定取引業の許可)

第三十五条の三の六十一 前払式特定取引は、経済産業大臣の許可を受けた者でなければ、業として営んではならない。ただし、次の場合は、この限りでない。

【割賦販売法施行令(昭和三十六年十一月一日政令第三百四十一号)(抄)】

(指定商品等)

第一条 (略)

4 法第二条第六項の政令で定める役務は、別表第二に掲げる役務とする。

別表第二(第一条関係)

一 婚礼(結婚披露を含む。)のための施設の提供、衣服の貸与その他の便益の提供及びこれに附随する物品の給付

二 葬式のための祭壇の貸与その他の便益の提供及びこれに附随する物品の給付

<参考>「割賦販売法の解説(経済産業省 取引信用課編)」(抜粋)

「取次ぎ」とは、問屋のように、自己の名をもって、他人の計算において法律行為をなすことをいう。したがって、法律的には取次者が法律行為の当事者として権利義務の主体たる地位を有するが、経済的にはその行為の結果の損益はその委託者に帰属することになる。類似の概念としては他人の法律行為の媒介のみをする仲立、本人の名で本人の計算で法律行為をなす代理があるが、これらの場合には、法律的にも経済的にも本人が法律行為の主体なので、仲立人、代理人ではなく本人について前払式割賦販売業者又は前払式特定取引業者として規制されることとなる。

なお、厳密には、取次ぎの法形式を取っていない場合であっても、事実上の実態としてはこれと同視できる場合については、「取次ぎ」に含めて考えることが相当と考えられる。